

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

笠間市RPA導入・運用支援業務委託仕様書について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行するので公告する。

令和元年9月6日

笠間市長 山口 伸 樹

1. 業務の概要

- (1) 業務名 元笠総情(委)第3号 笠間市RPA導入・運用支援業務
- (2) 業務場所 笠間市中央三丁目2番1号
- (3) 業務内容 「笠間市RPA導入・運用支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)の
とおり
- (4) 契約期間
契約締結日から令和2年3月31日までとする。
- (5) プロポーザル実施方法
笠間市RPA導入・運用支援業務の公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」とい
う。)による。
- (6) 選考方法
提案者から提出された企画提案書の内容等を審査した上で、予め定められた審査基準
に基づき公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に
基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平
成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出日に官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 笠間市暴力団排除条例(平成23年笠間市条例第26号)第2条第1号若しくは第3
号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を
支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約
を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会
的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 令和元・2年度笠間市建設工事等入札参加資格者一覧(035 情報処理, 情報提供サー
ビス, 情報機器等の保守点検)に登録している者
- (6) 本市から概ね2時間以内の場所に拠点となる事業所を有し、システム障害等があった
場合に迅速な対応が可能なこと。

3. 手続等

(1) 問合せ先

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 総務課情報行政グループ 担当 長谷川, 小谷, 篠原

電話 0296-77-1101

Fax 0296-78-0612

E-mail johog@city.kasama.lg.jp

(2) 関係書類の交付期間, 交付方法

① 交付期間

公告の日から令和元年9月20日(金)までの間の土曜日, 日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

② 交付方法

参加表明者に電子的手段により送付。

(3) 参加表明の方法

本業務に係るプロポーザルに参加を希望する者は, 実施要領で定める「参加表明書」及び添付書類を(1)問合せ先まで令和元年9月20日(金)の午後5時までに提出すること。なお, 「参加表明書」及び添付書類は, 笠間市ホームページ (<https://www.city.kasama.lg.jp/>) よりダウンロードすること。

(4) 質疑書送付方法及び回答方法

① 質疑書送付方法

プロポーザルにかかる質疑書は, 令和元年9月24日(火)の午後5時までに(1)問合せ先まで電子メールにより送付するものとする。

② 回答方法

質問に対する回答は, 令和元年9月27日(金)までに, 参加表明書を提出した全員に送付する。

(5) プロポーザルの参加方法, プロポーザルの提出先及び提出期限

本業務に係るプロポーザルに参加しようとする者は, 実施要領に基づき「プロポーザル提出書」, 「プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書」, 「プロポーザル(技術提案書)」及び添付書類一式を(1)問合せ先まで令和元年10月4日(金)までに提出すること。

4. その他

(1) プロポーザルは, 本公告, 実施要領及び仕様書の内容を了解のうえ, 作成・提出すること。

(2) プロポーザルの作成に用いる言語は, 日本語, 通貨は日本国通貨, 単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(3) 仕様書他の資料についての問合せは, 3(1)問合せ先まで行うこと。

(4) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施については, 別途, 通知する。